

掲示期間 8.12-8.21

新潟市告示第497号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、白根児童センター使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年8月12日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
所在地 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3

2 徴収事務を行わせる歳入

児童センター使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年4月1日

4 徴収事務を委託した日

令和7年4月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで